明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（**厚生労働**一〇四）　一

〔告　示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**二七八～二八五）　四

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**二八六～二八八）　二

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**二八九～二九一）　三

〔公　告〕

諸事項

官庁
建築士懲戒処分関係

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等
税理士登録者、日本弁護士連合会少年・刑事財政基金の支出に関する規則中一部改正・懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係

会社その他
会社決算公告　一七　一五　一三　一二　一〇　九　八　六　五

省令

○厚生労働省令第百四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）の施行に伴い、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十五条第五項の規定に基づき、この省令を制定する。

平成二十六年九月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則

第一条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第十三条の三第一項第四号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令」に改める。

第十八条の二第一項第一号ホ中「配偶者」を「特定配偶者」に改め、「配偶者であった者（」の下に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。第十八条の七の二第一項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされた法第十四条第一項の支援給付を受けている配偶者を含む。」を加え、同項第二号中「配偶者」を「特定配偶者」に改め、同項第三号柱書中「配偶者」を「特定配偶者」に改め、「。以下「」の下に「平成十九年」を加え、同号イ中「配偶者であった者」を「特定配偶者であった者」に改め、同号ロからホまで中「配偶者」を「特定配偶者」に改め、同号ト中「配偶者」を「特定配偶者」に改め、トをチとし、同号へ中「イからホまで」を「イからへまで」に、「配偶者」を「特定配偶者」に改め、へをトとし、ホの次に次を加える。

ヘ　法第十五条第一項の規定により支給される配偶者支援金（以下「配偶者支援金」という。）